

(案)

障発第 号
平成21年 月 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について

標記については、「身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について」（平成12年3月31日障第275号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）により取り扱ってきたところであるが、本日、厚生労働省告示第 号（平成21年 月 日）により一部改正されたところである。この取扱いについて、下記のとおり標記通知の一部を改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

別紙の一部を次のとおり改正する。

1 別紙に、以下を追加する。

- (13) 肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、消化器科、小児科、外科、小児外科

(参考)

障 第 2 7 5 号
平成12年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

写

身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について

標記については、厚生省告示第140号（昭和29年5月28日）及び、昭和59年9月29日社更第130号厚生省社会局長通知「身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準について」により定められているところであるが、医師の指定の状況をみると、同通知において例示している各障害に関係のある診療科に固定化されており、また、必ずしも医師の専門性及び臨床経験の評価が十分なされていない状況があるなど、適切な医師の指定に支障がある実態がみられたことから、今般下記のとおり取り扱うこととしたので、留意の上よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行に伴い、身体障害者手帳交付事務が自治事務となることから、平成12年4月1日以降、地方分権一括法による改正後の地方自治法第245条の4の規定に基づく「ガイドライン（技術的助言）」として位置づけられるので、併せて了知されたい。

おって、昭和59年9月29日社更第130号厚生省社会局長通知「身体障害者福祉法施行規則第3条第1項の規定による医師の指定基準について」は廃止する。

記

- 1 上記告示に掲げる医療に関係のある診療科名は、医療法施行令第5条の11第1項第1号及び第2項に規定される診療科であること。
- 2 法第15条の規定に従い都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が医師の指定に当たって地方社会福祉審議会の意見を聞く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めること。
 - (1) 医籍登録日
 - (2) 担当しようとする障害分野
 - (3) 当該医師の職歴
 - (4) 当該医師の主たる研究歴と業績
 - (5) その他必要と認める事項

3 指定された医師は、担当する障害分野について、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する診断書を作成するものとされたい。

4 参考として上記告示に掲げる医療に係りのある診療科名及び留意点を例示すると概ね別紙のとおりである。

別紙

- (1) 視覚障害の医療に係りのある診療科名 眼科、脳神経外科、神経内科
注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
- (2) 聴覚障害の医療に係りのある診療科名 耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科
注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
- (3) 平衡機能障害の医療に係りのある診療科名 耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科
- (4) 音声、言語機能障害の医療に係りのある診療科名 耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、リハビリテーション科、脳神経外科、内科、形成外科
- (5) そしゃく機能障害の医療に係りのある診療科名 耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、形成外科、リハビリテーション科
- (6) 肢体不自由の医療に係りのある診療科名 整形外科、外科、内科、小児科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、リウマチ科、形成外科
- (7) 心臓機能障害の医療に係りのある診療科名 内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科
- (8) じん臓機能障害の医療に係りのある診療科名 内科、小児科、循環器科、外科、小児外科、泌尿器科
- (9) 呼吸器機能障害の医療に係りのある診療科名 内科、小児科、呼吸器科、気管食道科、外科、呼吸器外科、小児外科、リハビリテーション科
- (10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に係りのある診療科名 泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
- (11) 小腸機能障害の医療に係りのある診療科名 内科、消化器科（胃腸科）、小児科、外科、小児外科
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 内科、呼吸器科、小児科、産婦人科、外科
注) エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。